平成２５年（フ）第１２号
福岡県大牟田市大字久福木584番地１
債務者　岩田　勝己
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１７号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区26棟406号
債務者　三野多恵子
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８３号
千葉市花見川区幕張町６丁目290番地　ベルファーレ103号
債務者　田邉　茂雄
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５号
千葉市若葉区小倉町1023番地15
債務者　向後やい子
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４３号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目28番26号　ヘスティア１番館102号
債務者　渡邉　千夏
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
千葉県船橋市西船６丁目10番６号　ハイツローレルＡ―105号
債務者　吉野　優子（旧姓村岡）
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７号
千葉県船橋市若松２丁目４番10棟216号
債務者　松永　茂子
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５６号
千葉市若葉区西都賀３丁目22番16号　三山コーポ202号
債務者　齊藤　輝昭
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６２号
千葉県船橋市山野町151番地５　藤和西船橋コープ603号
債務者　是政　事尋
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６５号
千葉県八千代市大和田新田1068番地２　リーベスト八千代緑が丘519
債務者　千葉　晴美
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７８号
千葉市若葉区千城台東２丁目32番４号　平成ハイム102号
債務者　佐々木八重子
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９６号
千葉県市原市惣社２丁目11番地17　クレストヴィラＡ201
債務者　川辺　彰久
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０１号
千葉県船橋市大穴北８丁目12番12号
債務者　松井　基明
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５号
静岡県浜松市北区都田町7555番地の52　介護老人保健施設都ケアセンター、住民票上の住所静岡県浜松市中区和合町220番地の55　メゾンクオーレ（東）108号室
債務者　鈴木　峯男
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２５５１号
名古屋市中川区荒中町45番地　市営一柳荘１棟212号
債務者　小川ゆかり
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８号
名古屋市北区御成通２丁目１番地の１　マジェスティハイツ御成502号
債務者　鈴木　理恵
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部